

後見人等候補者事情説明書

- ※ 候補者の方が記載してください。
- ※ 候補者の方がいない場合は提出は不要です。
- ※ 記入式の質問には、自由に記入してください。選択式の質問には、該当する部分の□にチェックを付してください。

令和 年 月 日

候補者の氏名 印

候補者の住所

- ☐ 申立書の成年後見人等候補者欄に記載のとおり
- ☐ 次のとおり

〒 ー

住所：

裁判所からの電話での連絡について

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話（ ）
（□携帯・□自宅・□勤務先）

- ・ 裁判所名で電話することに支障がありますか。 □電話してもよい・□差し支える
- ・ 裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

1 あなたの現在の生活状況、健康状態、経歴など

(1) 職業

(職種： 勤務先名： 勤務先での役職：)

(2) 収入（年収）（ ）円

負債（借金）

☐ 住宅ローン（ ）円

☐ 自動車ローン（ ）円

☐ 消費者金融（ ）円

☐ その他（内容： ）（金額： ）円

(3) あなたと同居している方を記載してください。

氏 名	年 齢	続 柄	職 業

- (4) 生計を立てている方（複数選択可）
☐ あなた ☐ あなた以外（あなたとの続柄（ ））
- (5) あなたの最近の健康状態
☐ 普通の健康体である。
☐ 具合が悪い。（具体的な症状：_____）
☐ 通院治療中である。
（病名：_____ 通院の頻度：（ ）か月に（ ）回程度）
- (6) あなたの経歴（最終学歴・主な職歴）について書いてください。

年月日	経 歴	年月日	経 歴
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	

2 あなたは、次のいずれかに該当しますか。

- ☐ 次の者に該当する。
☐ 未成年者である。
☐ 家庭裁判所で成年後見人、保佐人、補助人等を解任されたことがある。
☐ 破産開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていないなどで復権していない。
☐ 現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
☐ 現在、本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした方の〔☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子〕である。
☐ いずれにも該当しない。

3 あなたと本人との日常の交流状況（同居の有無、家計状況、面会頻度、介護、援助、事務等）

- (1) 本人との関係 ☐ 本人の親族（続柄：（ ）） ☐ その他（（ ））
- (2) 本人との同居の有無
現在、本人と ☐ 同居中である。（同居を開始した時期（ ）年（ ）月～）
☐ 別居中である。
- (3) 本人との家計の状況
現在、本人と ☐ 家計が同一である。 ☐ 家計は別である。
- (4) （※ 本人と別居中である方のみ回答してください。）
本人との面会の状況 ☐ 月に（ ）回程度 ☐ 2～3か月に1回程度
☐ 半年に1回程度 ☐ 年に1回程度
☐ ほとんど会っていない ☐ その他（（ ））
- (5) あなたが本人のために介護や援助など行っていることがあれば記載してください。

4 あなたと本人との間で、金銭の貸借、担保提供、保証、立替えを行っている関係がありますか。

- ・ 金銭貸借 ☐ なし ☐ あり（具体的な金額, 内容）
- ・ 担保提供 ☐ なし ☐ あり（具体的な金額, 内容）
- ・ 保証 ☐ なし ☐ あり（具体的な金額, 内容）
- ・ 立替払 ☐ なし ☐ あり（具体的な金額, 内容）

（※ あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合、本人に返済を求める意思がありますか。）

☐ 返済を求める意思はない。 ☐ 返済を求める意思がある。

※ 「あり」に該当する項目がある場合は、関係書類（借用書、担保権設定契約書、保証に関する書類、領収書、立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

5 あなたが候補者となった経緯や事情を記載してください。

6 本人の財産管理と身上監護（療養看護）に関する今後の方針、計画

- ☐ 現状を維持する（本人の財産状況、身上監護状況が変化する見込みはない。）。
- ☐ 以下のとおり、財産状況が変化する見込みである。
（大きな収支の変動、多額の入金の予定など、具体的な内容を記載してください。）

- ☐ 以下のとおり、身上監護（療養看護）の状況が変化する見込みである。
（必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話など、具体的な内容を記載してください。）

7 成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について

成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について、次のことを知っていますか。知っている事項の□にチェックを付してください。

- ☐ 家庭裁判所が、あなた以外の人を成年後見人・保佐人・補助人に選任する場合があること。
- ☐ あなたを成年後見人・保佐人・補助人に選任するとともに成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人を選任する場合があること。
- ☐ 誰を成年後見人・保佐人・補助人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服の申立てができないこと。

8 成年後見人・保佐人・補助人の役割及び責任について

- (1) 家庭裁判所で配布している申立ての手引きやパンフレット，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイトや家庭裁判所に備え付けているDVDをご覧になるなどして，成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任を理解していますか。

- ☐ 理解している。
- ☐ 理解できないところがある。又は疑問点がある。
(理解できないところや疑問点について記載してください。)

-
- ☐ 理解できていない。
- 家庭裁判所で配布している申立ての手引きやパンフレット，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイトや家庭裁判所に備え付けているDVDなどで，成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任について説明していますのでそちらをご覧になってください。

- (2) あなたが成年後見人・保佐人・補助人に選任された場合には次のことに同意しますか。
- ・ 本人の意思を尊重し，本人の心身の状態や生活状況に配慮すること。
 - ・ 本人の財産を後見人等自身のために利用しないこと。また，投資，投機等の運用をしたり，贈与，貸付をしたり，本人に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
 - ・ 本人の収支の状況を記録に残すこと。
 - ・ 家庭裁判所の指示に従い，書類の提出や定期的に報告を行うなど，後見等事務の監督を受けること。

- ☐ 全てに同意する。
- ☐ 同意できない。又は疑問点がある。
(同意できない理由や疑問点について記載してください。)